堀米四郎兵衛家における紅花出荷の動向

-「萬指引帳」の基礎的考察 -

岩田浩太郎

は

U

くに荷数や出荷の形態などに関する基礎的な考察をおこなうことを課題とするものである。 本稿は、近世後期に出羽国村山郡松橋村(上組)沢畑の豪農堀米四郎兵衛家がおこなった紅花出荷の動向につい 7

されたことからも、同家が紅花荷主として活躍したことはひろく知られてきているといえる。 部が紹介されており、かつ、同家の家屋敷地が河北町(山形県西村山郡)に寄贈されて河北町立紅花資料館として公開 )て注目されてきた。また、今田信一氏による一連の最上紅花史の研究において、堀米家の紅花生産や取引関係の史料の 堀米四郎兵衛家に関しては、幕末期の農兵頭としての活動についての研究があり、「村山地方屈指の大地主」

れていないのが現状である。本稿は、以下で取り上げる「萬指引帳」の分析過程をやや子細に示すことにより、 ながら荷主帳簿論の前進を果たそうとするものでもある。 な社会的経済的活動に関する分析を蓄積していくことが必要である。本稿は、そうした作業の一環として位置づけられる。 5州村山地方における豪農の一典型として著名なわりには、その実態は未解明なままであるのが研究の現状といえよう。 また、紅花荷主帳簿の史料的性格については研究者間で議論が展開しておらず、 近世後期における堀米四郎兵衛家の経営構造は多角的な性格を有しており、その全体像を解明するためには同家の様々 しかし、堀米四郎兵衛家の紅花荷主としての活動をはじめ、その経営に関する実証的な研究はほとんどなされておらず、 分析方法についても共通認識が形成さ ささやか

閲覧の体制が整えられるとともに史料翻刻の作業が進められた。 (3) 堀米四郎兵衛家文書は、河北町誌編纂委員会・河北町立中央図書館をはじめ、 本稿は、こうした研究条件の進展を基盤としている。ま 地域の先学の尽力により、保存

た、山形大学人文学部日本経済史(岩田) テンとの議論の産物でもあることを明記しておきたい。 ゼミナールでは堀米四郎兵衛家文書の研究を進めている。(キ) 本稿は、 ゼミナリス

第一

「萬指引帳」

の史料的検討



文政 5 年「萬指引帳」 図版 1 堀米四郎兵衛」とある。 裏表紙には「五大力 河北町立中央図書館所蔵。著者撮影。

### 記載様式と性格

史料を中心としている。 屋との商用書簡や為替・仕切差引帳などの上方取引関係の に対する貸付(紅花引質貸付)に関する記録も残されてい る。それに比して、 史料の存在状況の特徴としてまず指摘できる。 関係史料のほとんどは、 工などの、紅花生産および集荷関係の史料は少ない。 とくに文政期の史料が豊富に残されているなどの諸点が、 堀米四郎兵衛家文書における紅花関係史料は、上方紅花 紅花栽培や賃摘み・生花買付・干花加 また、 一九世紀に入ってからのもので、 紅花を引当とした周辺百姓

の表紙

のできる最もまとまった史料としては、文政五年 一)六月「萬指引帳」 堀米四郎兵衛家における紅花出荷の動向を把握すること 」があげられる。 <sup>(5)</sup> 本稿の課題にとって · ( ] 八二

重要かつ基本的な史料であるので、まずその記載様式の検討をおこないたい。 「萬指引帳」の最初の記載を次に掲載しよう。

| で 清 拾六袋入四丸水

や 四箇附壱駄也

封印

|や金三分也 道添金

や御出判を通相添

×

大石田 榎 本 勇 吉 殿

習 田 鐙屋 惣右衛門 殿

敦賀丸屋半助殿

塩 津 仲村 佐右衛門 殿

大 津 白銀屋 陸 助

殿

京富小路蛸薬師

渡会屋 宗治郎 殿

上

行

吉田屋藤兵衛殿出し

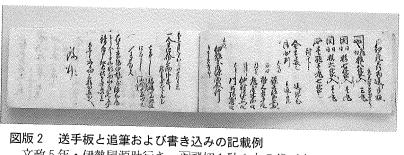
送手板の表題の上にも⑥印が押捺されていることが確認される。また、この紅花一駄は堀米家から出荷したのではなく、 吉田屋藤兵衛家から出荷したことが末尾に書き込まれている。 原文書における字体や墨の濃淡からわかる。そして、荷印・荷数・道添金・御出判の記載の箇所に検印 [や]が押捺され、 省略されている。また、出荷日(「六月廿九日出し」)・京着値段(「京着四拾両也」)が追筆で書き加えられていることが、 の原本には通例書かれてあるはずの、濡荷などの確認や添金の受け取りに関する荷継問屋へのきまり文句や荷主の署名は たと思われる。荷印・荷数・道添金額・出判状の数・大石田~大津の荷継問屋の氏名などが記載されている一方、送手板 板を書き写したものである。 文政五年六月にや堀米四郎兵衛家が楯岡の吉田屋藤兵衛家と共同で京都紅花屋の渡会屋宗治郎に送った紅花一駄の送手 帳面の表表紙には「文政五年午六月吉日」の記載があり、この年に出荷した最初の紅花であっ

「萬指引帳」の内容は、 基本的にはこうした送手板の書写を中心とした記載を出荷順におこなっているものである。年

堀米四郎兵衛家における紅花出荷の動向―

「萬指引帳」の基礎的考察―

岩田浩太郎



金受取・運賃書付の書き込み)の例。著者撮影。

それぞれの紅花送手板の書写は、

文政 5 年・伊勢屋源助行き ・ や飛切1駄1丸7袋 (表1の10) の記 本文で述べた記載様式[1]+22(右頁に送手板と追筆、左頁に下り

しばある)。

同様に、出荷日・京着値段などに限られている(追筆がなされていない場合もしば で必要な範囲で書写をおこなったものといえる。書写した送手板への追筆の内容も 板の書写は文字通りの厳密なものではなく、各紅花荷の出荷の概要を記録するうえ り文句などの箇所が省略されていることとあわせれば、「萬指引帳」における送手 ではしばしば一通にまとめて記載しているケースも確認される。荷継問屋へのきま 作成されていたにもかかわらず、出荷の時期や荷継問屋が同じ場合には、この帳面 花送手板の控帳とでもいうべき性格をもっている。しかし、送手板の原本が二通で

代は文政五年から嘉永元年(一八四八)に及ぶ

(後掲表1参照)。

その意味では紅

記録がおこなわれたといえるが、これがなされず、左頁が空白のままである紅花荷の事例も少なくない

れている場合もしばしばみられる。

おこなう代わりに、例えば代金の受取覚の原本がそのまま添付されたり、挟み込ま まらずに、続く見開きの左右頁に及ぶ場合もみられる。さらに、左頁の書き込みを 書き込みがなく空白のままとなっているのが通例である。この書き込みが左頁に収 の受取り・為替手形・破船入用支払いなどに関する記録などが書き込まれているか、 に派遣された堀米家の支配人)からの売附けの報告や代金(京都からの「下し金」) ている。そして、左頁(続く丁表)はその紅花荷に関する京都紅花屋(ないし京都

当該紅花荷の売却期日や送金(飛脚便および為替の利用を含む)などに関する

これらの書き込みや貼紙・別紙の挟み込みによ

に記載されずに「為替取組」書付の末尾で差引決算がなされている場合もある。この荷為替取組に関する記載は一件あた 期や貸付用途の内訳(例えば前渡し・荷造り・運賃など) の過不足を差引決算するのが通例のパターンである。そのため、堀米家が荷為替を組んだ紅花荷については、 米家がおこない、紅花の荷印は刊印とし、京都での売却・代金の取得も堀米家(支配人)がおこない、代金と貸付元利金 日の以前から紅花の集荷・加工のための金銭・米穀を当該他家に対して前貸しているのが特徴であり、荷造り・出荷は堀 京都で紅花荷を売却した後に貸付元利金を堀米家が取得するという荷為替金融をさしている。堀米家の場合、荷為替取組 の百姓や山形城下町商人)に対して紅花荷を引当として貸付をおこない(引質金ないし為替金・荷為替貸付金と呼称)、 り二頁から四頁(二丁分)に及ぶのが通例である。複数の紅花荷について一括して荷為替取組をおこなっている場合もあ と貸付元利金の過不足を差引決算した「仕切扣」(ないし「差引之扣」)、が記載されている場合がある。 が翌年におよぶことから、 り、その際には関係する数通の送手板の後にその荷為替取組に関する記載がなされている。 また、「萬指引帳」には荷為替取組に関する記載もなされている。ここでいう荷為替取組とは、堀米家が他家(村山郡 各年末の箇所にまとめて記載される場合も多い。 ・合計金額を記した「為替取組」書付と、②当該紅花売却代金 また、 荷為替取組の差引決算 「仕切扣」が別個 (1)貸付の時

「萬指引帳」の記載様式は大略以上のようなものである。 すなわち、

|1||出荷の概要を記録した送手板と追筆。

②売附けや代金の受取りなどに関する書き込み・貼紙(別紙挟み込み)。

③為替貸付および差引決算を記録した荷為替取組に関する記載

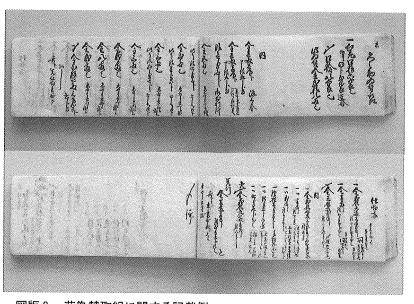
堀米四郎兵衛家における紅花出荷の動向-

「萬指引帳」の基礎的考察―

岩田浩太郎

の三つの部分から構成され、 各紅花荷毎の①(+②)が記載の基本単位となってお さらに荷為替を組んだ紅花荷に つ

基本的には帳面見開きの右頁(丁裏)になされ



図版 3 荷為替取組に関する記載例 文政6年「未久之助為替取組」(表1の21に後続)の記載。本文で 述べた記載様式③(上が「為替取組」書付、下が続く見開きに書かれ てある「仕切扣」) の例。著者撮影。

額・出判状の数・大石田~京都の問屋氏名の記録を 帳」は、 以上の考察からあきらかなように、 出荷した紅花に関する荷印・荷数・道添金 この 「萬指引

頁数の比重は約三分の一を占める)。

述するように、帳面全体に占める荷為替関連記載の 記載をおこなっていることによると考えられる(後 指引帳」と命名されているのは、この荷為替取組の 紅花荷についての記載に限られる。この帳面が「萬 る金銭差引勘定の記載は基本的には荷為替を組んだ ることが知られる。そのため、「萬指引帳」におけ こぎり商い』の決算記録はそちらでおこなわれてい 屋との仕切や上方古手商人をも含めたいわゆる〝の

基本に、 のであり、 (全荷についてではないが) 出荷日、 紅花の出荷 (および売却)をめぐる状況を個々の紅花荷毎に記録したものとして性格づけることができる。 京着値段と売却代金、代金輸送、荷為替取組などの記録がなされているも

### 記載内容の構成

て一覧にしたものである。 以上の記載様式をふまえながら、「萬指引帳」の記載内容を具体的に検討していこう。 表1は内容を帳面の記載順に従

六月二九日に出荷したや高清水・紅花一駄の送手板および追筆の内容を一覧にしたものである)。また、 内容を簡潔に記した。空欄は、 引帳類から当該紅花荷の仕切値段が確認される場合には、その数値を掲載した。そして、備考欄には②および③の記載の あたり)の欄については、②の部分の記載でそれが記されているものについてはその数値を掲載し、他の仕切状や仕切差 ・道添金・出判・大石田~大津の荷継問屋名・上方紅花屋名を一覧にした(例えば、番号1の欄は先に引用した文政五年 前節で指摘した①の部分の記載内容について、各送手板に記されている出荷日付・荷印・荷数・京着値段(一駄あたり) その項目については記載がないことを示している。 仕切値段(一駄

二九頁は、Ⅱ一六・29と略す)。 出典の箇所を『最上紅花史料Ⅱ』の頁数により示すことにしたい。 表1を参照しながら、「萬指引帳」の記載のあり方についてさらに検討を加えていこう(以下、読者の便宜のために、 例えば 『最上紅花史料Ⅱ』堀米四郎兵衛家一六番文書

史料批判による重複記載の確定

第一に、同じ紅花荷について重複して記載している記事を確定したい

堀米四郎兵衛家における紅花出荷の動向-

「萬指引帳」の基礎的考察

岩田浩太郎

まず、番号16は17・18と重複していると考えられる。 16の紅花合計一二六袋(仕入国 印一二四袋三六〇匁、 上中合印

別に「上方仕切差引帳」などが作成され、

京都紅花

の

仕切状は「萬指引帳」には一切記載されておらず、 態のうち⑻および⑻の形態で出荷された紅花荷) 為替を組んだ紅花荷以外の紅花荷(後述の出荷の形 載がなされているのである(後掲表1も参照)。

ては当該紅花荷の①(+②)の記載の後に③の記

で記載されていること(「未合や分」)があきらかである。出荷時の荷造りの形態を示す17・18の記載だけでは仁平次分 次分(九八袋九〇匁)とかなや四郎兵衛分(二七袋四一〇匁)に区分されているのに対して17・18では両者が混在する形 して、16は送手板の書式による記載ではない。16が記載された理由は判然としないが、16においては紅花荷が吉田村仁平 あり、これが17・18の荷数・荷印の内訳に合致することからあきらかである。17・18が通例の送手板の書式であるのに対 四郎兵衛分の各量が特定できなくなるので、 一袋一四○匁)が「拾八袋入七丸ニ仕ル」(Ⅱ一六・3)とあるように花袋一八袋を一丸として七丸に荷造りされたので 16の記載がなされたと考えられる。

同様に、 ことが確実である。このことは、原文書でみると62が記載されている見開きに横に大きく墨が引かれてあることとも符合 に簡略化してまとめたものであることが判明することも決め手となる。 きる。そして、62の送手板の記載のなかに「手板弐通 の合計の荷数や荷印の内訳と一致することや、 する不要な記事となったため消された、と考えられる。 して62と63・64を別物ととらえることはできなく同じ紅花荷であるととらえられること、などの諸点を指摘することがで 附報告(Ⅱ一六・8)から弘化四年分(62~6)の紅花荷に関する仕切の内容が判明するが、その荷数・荷印の内訳から 拾七入 部について記録したもの(荷印の一部、 次に、番号62(および61)も63・64と重複していると考えられる。その根拠としては、 (年紀記載の欠如している)6の記事にも後筆で墨が引かれてあるが、 弐駄壱丸 増九袋」(Ⅱ一六・8)とも一致すること、さらに6の後に記載されている支配人笹川からの紅花売 63・64を後に記したことで62が重複する不要な記事となったために消された、 仕入を国一と誤記している)と推定され、 6に続いて記載されている大石田荷問屋富樫久兵衛宛の紅花送状の荷数 相添」とあり、 63・44が本来の送手板二通を書写したものである 62が本来送手板二通で作成されていたものを一通 61は荷数や荷印の内訳からして63・64の やはり 62の荷数・荷印の内訳が63・64 (62あるいは) 63・64と重複 と考えられるのである。

# (2) 荷為替取組の記載と送手板の記載の照合

先に記載様式の考察で図とした荷為替取組に関する記載は、「萬指引帳」に九例ある。(ヨ) に関する記載と送手板における紅花荷の記載の対応関係について指摘しよう。 第二に、荷為替取組に関する記載が対象とした紅花荷について検討し、 堀米家が荷為替を組んだ紅花荷を確定したい。 以下、各事例に即して荷為替取組

都での仕切値段四○両という数値が、「未浅吉為替取組」の中の「上方仕切入 但し四拾両かへ」という記事と符合する ことも、このことを裏付ける。 たがって、荷造りの後は17・18の|や仕入国一印紅花荷の一部となり発送されている)。17の書き込み部分から判明する京 花荷は16に記載されている仕入国一印九八袋と正味九○匁と荷数が合致することから、これに該当すると考えられる(し 浅吉に対する、 「未浅吉為替取組」(表1の番号20に後続して記載、Ⅱ一六・42~4) 谷地の北口村のすぐ北に隣接する吉田村の 紅花九八袋と九〇匁を引当とした荷為替取組である[文政六年七月一三日取組 引質金六○両]。この紅

したものであり、結局これとも合致する。から一駄あたり歩引口銭(この場合一両、 20の書き込み部分の売附書付にある「トヒ印六十袋也(トーハ各三十八両かへ」という価額表示は、一駄あたり仕切値段 九両という数値が、「仕切扣」の中の「三十九両替也 合計)荷数と合致することから、これに該当すると考えられる。19の書き込み部分から判明する一駄あたりの仕切値段三 は19・20のやトヒ印の合計(19の一七袋入二丸と20の一七袋入一丸・一八袋入一丸のうちの⑤雨吉印九袋を除いた九袋の 支配人)に対する、紅花六○袋を引当とした荷為替取組である[文政六年七月一三日取組 為替金三三両]。この紅花荷 2「未才三郎為替取組」「仕切扣」(表1の番号20に後続して記載、Ⅱ一六・4~45) 京都紅花屋綿屋勇蔵の取得分)を差し引いた、 やトヒ印拾七入三丸九袋」の記載と一致することも根拠となる。 吉田村の奥山才三郎(堀米家の 一駄あたり手取現金の額を表示

- ていることによる。 金の額を表示したものであり、「仕切扣」にある一駄あたり仕切値段三一両との差は、 20の書き込み部分にある「⑤雨吉印九袋 衛家の居村)の三吉に対する、紅花九袋を引当とした荷為替取組である[文政六年七月一三日取組 「未三吉為替取組」「仕切扣」(表1の番号20に後続して記載、Ⅱ一六・46~47) 「仕切扣」にある荷印と合致することから、20のやトヒ印合一八袋入一丸のうちの⑤雨吉印九袋に該当する。 ト一ハ各三十両かへ」という価額表示は、前例と同様に、 一駄あたり歩引口銭が差し引かれ 松橋村の枝郷沢畑村 一駄あたりの手取現 為替金五両]。 (堀米四郎兵
- 三五両替)は、「仕切扣」の各仕切値段の表示と合致しており、これも裏付けとなる。 郷笹川村の久之助に対する、紅花一六袋入三丸を引当とした荷為替取組である[文政六年七月取組 に舎印二袋を含む)に該当する。 一八両]。この紅花荷は、「仕切扣」にある荷数・荷印の内訳と一致することから、20の飛雨印合計一六袋入三丸 4「未久之助為替取組」「仕切扣」(表1の番号21に後続して記載、Ⅱ一六・48~49、 21の書き込み部分の売附書付にある一駄あたりの各仕切値段(や飛雨印四一両替・舎印 図版3に写真掲載) (日付不明) 吉田村の枝 (うち
- 駄三丸の売方を差配していることが確認されるが 送手板を作成した可能性が高い。またこの年(文政七年)、大場三吉は堀米家支配人として上京し堀米家の紅花荷合計五 門へ送られた。通例の為替取組の場合、対象となった紅花荷の送手板が「萬指引帳」の中に記載されているが、この為替 (堀米家の支配人)に対する、 組の対象となった紅花荷の送手板は記載されていない。舎印がつけられていることからも、 「内楯三吉殿為替取組」(表1の3に後続して記載、Ⅱ一六・8~4) 為替金二五両]。この紅花荷には|や印はつけられず、大場三吉の荷印である舎印がつけられて京都の若山屋喜右衛 紅花一七袋入四丸を引当とした荷為替取組である[文政七年七月~八月取組(月日詳細不 (Ⅱ五○・⒀)、この舎印一七袋入四丸についても三吉が京都紅花屋 楯北村のうちの内楯組(村)の大場三吉 大場三吉が自ら荷主として

三吉が荷主としての実質的な立場・役割を喪失せずにいることであるといえよう。これは、大場三吉が堀米家の支配人と 元利金の過不足を差引決算していることが確認される。他の為替取組との違いは、 取組とほぼ同様になされており、京都紅花屋若山屋喜右衛門から紅花代金(下し金)が堀米家へ送られ、この代金と貸付 して京都紅花屋との関係を有しており、 対して売買交渉(=相対売)をおこないうる立場にあったといえる。売却後の代金決済のパターンについては通例の為替 荷主としての売買交渉も充分可能な立場にあったこととかかわっていると考えて 紅花荷の出荷および売却に際して大場

その「仕切扣」で代金決済の対象となっている紅花荷の荷数・荷印の内訳は31~37の紅花荷のそれと合致しており、 欠いている。が、この差引決算を記す「仕切扣」が別帳で作成されており、その内容があきらかとなる(日四九・13~13)。 当すると考えられる。 付を東屋圧六に対しておこなったと考えられる。この紅花荷は31~37の紅花荷の合計荷数と合致することから、これに該 丸三袋を引当とした荷為替取組である[文政七年七月~八月 の「乗合紅花」であることを示している。この「長瀞東屋御中間分」の記載は1~4にみられる為替取組の記載様式と異 「萬指引帳」には記載されてこないが、佐藤利兵衛家も同様に九駄一丸三袋の半分の量の紅花荷を引当に相応の金額の貸 荷為替は堀米家が単独に組んだのではなく、山形十日町の仐佐藤利兵衛家と共同(「仲間」「乗合」と表現する)で組んで らの紅花荷が東屋庄六に対する荷為替の対象であったことをさらに裏付ける 6「長瀞東屋御中間分」(表1の番号43に後続して記載、Ⅱ一六・66~67) 出荷にともなう諸掛り・運添金の金額など内訳の明細書上や紅花代金と貸付元利金の過不足を差引決算した記述を 堀米家に限定すれば九駄一丸三袋の半分の量の紅花荷を引当に一三九両二分の貸付けをおこなったものである。 31~37の各送手板にいずれも「中間物」と追筆されている点も、これらの紅花荷が堀米家と佐藤家 引質貸シ金一三九両二分]。より正確に指摘すれば、この 長瀞村の東屋庄六に対する、紅花九駄

--- 189 ---

の内訳が合致し、これに該当する。この為替取組の記載には紅花代金と貸付元利金の差引決算の記述がなされておらず、 六両二分]。この紅花荷は同年七月九日に堀米家から出荷した48のೌ笹雨印一八袋入一丸・一七袋入一丸と荷数・荷造り 紅花一八袋入一丸・一七袋入一丸(合計三五袋)を引当とした荷為替取組である[文政一〇年七月一〇日取組 その内容は不明である。 「笹川久之助殿為替取組」(表1の番号53に後続して記載、Ⅱ一六・73) 吉田村の枝郷笹川村の久之助に対する、

- なされておらず、 送手板が作成され、京都紅花屋綿屋勇蔵に送られた。この為替取組の記載には紅花代金と貸付元利金の差引決算の記述が この紅花荷は同年七月九日に堀米家から出荷した48の≧|雨飛印二○袋入三丸・一九袋入一丸と荷数・荷造りの内訳が合致 三丸・一九袋入一丸(合計一駄一五袋)を引当とした荷為替取組である[文政一〇年七月一〇日取組 し、これに該当する。「萬指引帳」における送手板の記載によれば、前述の「笹川久之助殿為替取組」の紅花荷と一緒に 8「吉田浅吉殿為替取組」(表1の番号53に後続して記載、 その内容は不明である。 II 六· 73 74 吉田村の浅吉に対する、 引質金三五両]。 紅花二〇袋入
- 袋であることが判明する(Ⅱ五五・13~15)。 袋、三丁目一一六袋、羽入村七五袋、谷地合七二袋、谷地伝七二袋、 荷の内訳・荷数については、文政一〇年「大福帳」の記事から六四二袋(弥勒寺九二袋、沢畑・松橋村七三袋、成高七〇 一駄四袋の荷数と荷印の内訳が対応するので、 組である[文政一二年七月一○日~八月二○日取組 荷為替貸付金三三五両]。この取組で引当対象とされた紅花荷の集 9「山形佐治吉左衛門様御分上方為登紅花荷為替分扣」「佐治吉左衛門様差引之扣」(表1の番号5に後続して記載、 山形旅籠町の団佐治(越前屋)吉左衛門に対する、 これと文政一二年八月一七日に堀米家から出荷した55~59の紅花荷合計一 55~59の紅花荷がこの荷為替取組の対象であることが判明する。 長瀞七二袋)と谷地(新町村枝郷高関)平兵衛六六 紅花七〇八袋(一一駄四袋)を引当とした荷為替取

之扣」の記載様式も通例の「為替取組」書付・「仕切扣」と異なり複雑なものとなっている。とくに、文政一二年七月~ 荷為替金融・紅花引質貸付を展開していたことを示すものとして注目される。 ている堀米家による荷為替取組のなかで金額・荷数ともに最高の事例であり、 新規の貸付に切り替える操作とも組み合わせて、差引決算していることがこの事例の特徴である。「萬指引帳」 に記され 三回の紅花引質貸付の引当としていた紅花七〇八袋(一一駄四袋)を堀米家が自分荷として京都紅花屋伊勢屋源助へ売却 八月上旬に堀米家が佐治に対して組んだ三回の紅花引質貸付(合計四九〇両)を八月二〇日の時点で荷為替貸付に組替え、 理されている点が特徴であり、そのために「山形佐治吉左衛門様御分上方為登紅花荷為替分扣」や「佐治吉左衛門様差引 組の差引決算については、堀米家が佐治吉左衛門に対しておこなったほかの証文貸付や紅花引質貸付と組み合わされて処 代金取得による貸付金の回収をはかるとともに、なお回収しえなかった一部の貸付金残金については堀米家の佐治への 堀米家が山形城下町商人に対して大規模な

容に関して考察をおこなった。 (1)史料批判による重複記載の確定、(2)荷為替取組の記載と送手板の記載の照合、 を中心に「萬指引帳」 の記載内

-191 -

の出荷の概要を記録した送手板(先述した囗の部分)として他の送手板と同列に扱うべきではないことがあきらかとな 表1の番号16および61・62はそれぞれ他と重複する記載(ないし他の記載の部分的・予備的な記載)であり、

体の七一通から重複する16・61・62を引いた六八通の送手板のうちの二六・五%に当たる)。 されている紅花の全部ではなく約七八%が荷為替対象である)の合計一八通であることがあきらかとなったまた、九例の荷為替取組の対象となった紅花の送手板は17~21・31~37・48・55~59(うち17・18につい 荷為替および差引決算を記録した為替取組に関する記載頁数 (先述した③の部分、 この荷為替対象の送手板の 本節の1 についてのみ、 ~9で紹介した (これ は

## 第二章 紅花出荷の動向と形態

### 1 文政~嘉永期の動向

したい。 八通に記載されている紅花荷が考察の対象となる。 「萬指引帳」からあきらかとなる文政五年から嘉永元年までの堀米四郎兵衛家による紅花の出荷数について検討 前章であきらかにしたように表1の番号16・61・62は重複する記載であるので、これを除いた紅花送手板合計六

さて、 一口に堀米家による紅花出荷といっても、その出荷の形態は多様である。大きくは

- 堀米家による独自の出荷(集荷[仲買を通じた集荷を含む]から出荷および代金回収までを堀米家が実施)。
- (b) 他の荷主との共同出荷(共同出資による出荷と出資率に応じた代金取得)。
- © 荷為替取組による出荷 (前述)。

の三形態がみられる。 (c)荷為替取組による出荷の場合は、結論的に述べれば、京都での仕切値段の高下にかかわらず堀米家は貸し付けた 的共同出荷の場合は、それぞれの出資額の割合にしたがって紅花代金の取得がおこなわれるのであ

花荷を出荷し、それぞれの荷の性格に応じて代金決算をおこなっているのであり、堀米家の紅花出荷の構造を全体的に分 析するためには、各形態の出荷数とその年次的変化にも注目することが重要となる。 みである。 るのであり、出荷した紅花の売却代金を文字通り全額取得しうるという意味での荷主として堀米家が立ち現れるのは似の 為替金の元利分を取得するのである。このように出荷の形態によって、堀米家による当該紅花代金の取得のあり様は異な く)をつけて出荷され、堀米家が売却・代金回収をおこなっていることが指摘できる。すなわち堀米家は多様な性格の紅 しかし、⑷~⑸のいずれの場合も、基本的にはೌ印(前節の5で紹介した「内楯三吉殿為替取組」の場合を除

(のも含めて考察の対象としていることを指摘しておきたい。 この点に留意しながら、本稿で堀米家における紅花出荷を考察する場合、その紅花荷については(3および(6)に限定せず、

けした上方紅花屋別)に整理し一覧にしたものである。(ヨ) 表2は、堀米四郎兵衛家の紅花出荷の動向について、「萬指引帳」から確認される荷数を、 年別および出荷先別 (荷受

-193 -

少ない。現時点では天保~嘉永期について、「萬指引帳」に記載されていない紅花出荷の存在を示唆する史料は発見され 「萬指引帳」の記載は文政期の堀米家の紅花出荷を網羅的に記録しているものとしてほぼ信頼することができるといえよ ど)に出てくる紅花荷を検討すると、いずれも「萬指引帳」に記載されているものであることが判明する。このことから、(: 富に残されている時期であるが、当該期の他の紅花関係史料(上方仕切差引帳・紅花仕切扣・仕切・金銀差引覚・書簡な 本帳面のなかで最も充実した記載がなされている時期といえる。先述したように文政期は堀米家の紅花関係史料が最も豊 表2からあきらかなように、「萬指引帳」における文政期の記載は、文政九年の記載を欠くものの、連年おこなわれ、 いないが、 天保~嘉永期については、「萬指引帳」の記載に欠年が多く、またその他の紅花関係史料も文政期と比して 「萬指引帳」の記載が当該期の動向を網羅するものであるのかどうか、 充分に論じられる状況にはない。

### 表 2 堀米四郎兵衛家の紅花出荷先および出荷量一覧「萬指引帳」の数値から

年代	文 政 5	文政6	文政 7	文政 8 (1825)	文政10 (1827)
上方紅花屋	(1822)	(1823)	(1824)	(1820)	(1021)
京都 渡会屋宗治郎	132 (吉32)				
京都綿屋勇蔵	170 (吉34)	187 [才60/⊜9]	<b>144</b> [東144]	192	214 [久35/浅79]
京都 伊勢屋理右衛門	315	<b>266</b> [浅98.18]	<b>132</b> [東68]		144
京都 伊勢屋源助	295	136	212 [東144]	68	144
京都 近江屋佐助	68	116 [久48]	132 [東68]	233	
京都 村山屋半四郎	97 (才97)	70	<b>132</b> [東64]		
京都 若山屋喜右衛門	72	72	64		100
京都 美濃屋忠右衛門					
京都 西村屋清九郎					
大坂 嶋屋清兵衛	65 (吉32.5)		<b>73</b> [東35]		45
大坂 近江屋安治郎	31.52	40	<b>72</b> [東72]		
合 計(袋)	1245.52(195.5)	887 [215,18]	<b>961</b> [595]	493	647 [114]

史料 文政5年「萬指引帳」・文政5年「上方仕切差引帳」(堀米四郎兵衛家文書)。

- 凡例 1)少数点以下の数値は1袋分に満たない紅花荷の量を示したもので、その目方 もしばしば1袋として計算している場合があるが、ここでは1袋とせずにその目
  - 2) 紅花荷数 (太字) の右側に ( ) で表示してある文字と数値は、や印で出荷し 主名の略称とその荷主分の紅花荷数を示している。数値は内数である。
  - 3) 紅花荷数 (太字) の下に [ ] で表示してある文字と数値は、堀米家が荷為替数である。2) の荷主名および3) の荷為替貸付をおこなった他家の略称は以下吉=吉田屋藤兵衛(楯岡) オ=奥山才三郎(吉田村) 三=大場三吉(楯北久=久之助(吉田村枝郷笹川村) 東=東屋庄六(長瀞村) 佐=佐治吉左衛

補注 \*1 文政5年の村山屋半四郎行の97袋については「吉田村奥山才三郎荷主」とあ

- \*2 文政7年に若山屋喜右衛門へ大場三吉の紅花荷68袋が送られているが(堀米荷されており、「萬指引帳」に紅花送手板が記載されていないので、本表から
- \*3 文政11年の近江屋佐助行の52袋は堀米四郎兵衛分や1143袋と大場三吉分舎印

文政 11 (1828)	文政 12 (1829)	天 保 5 (1834)	弘 化 4 (1847)	嘉 永 元 (1848)	合 計(袋)
					132(32)
					<b>907</b> (34) [327]
			153	163,36	<b>1173.36</b> [166.18]
	<b>708</b> [佐708]		76	70	<b>1709</b> [852]
51.6(≡8.6)		107.5			<b>708.1</b> (8.6) [116]
					<b>299</b> (97) [64]
					308
				89	89
				70.29	70.29
					<b>183</b> (32.5) [35]
					<b>143.52</b> [72]
51,6(8.6)	<b>708</b> [708]	107.5	229	392.65	<b>5722,27</b> (204.1) [1632,18]

(匁)を1袋=500匁で割った数値である。原史料においては、500匁に満たないものについて方を500匁で割った数値を表示し厳密を期した。

ているが堀米家以外の他家が荷主である場合(共同出荷など、補注\*1、\*3も参照)の荷

貸付をおこなった他家の略称と荷為替取組の対象となった紅花荷数を示している。数値は内の通り。

村内楯組) 浅=浅吉(吉田村) 😂=三吉(松橋村枝郷沢畑村)

門(山形)

り、才三郎の荷として扱われたと考えられるが、平印で出荷されているので本表に入れた。 家による荷為替取組の対象荷、本稿第一章 2 の 5 「内楯三吉殿為替取組」参照)、舎印で出 は除外してある。

8.6袋 (=8袋300匁)の合わせ荷であり、全体としては予印で括り出荷されている。

らなる史料発掘の上検討を継続していく必要がある。

となる。 平均すると一〇三一袋余(一六駄七袋余)となり、この時期が堀米家における紅花出荷の最盛期であったことがあきらか 五年の一二四五袋余(一九駄一丸一三袋余)である。この年を含めた文政七年までの三年間はいずれも八○○袋以上で、 駄一丸一○袋余)であり、 文政五年から嘉永元年までの間で、「萬指引帳」から紅花出荷が確認される一〇年分の合計出荷量は五七二二一袋余(八九文政五年から嘉永元年までの間で、「萬指引帳」から紅花出荷が確認される一〇年分の合計出荷量は五七二二袋余(八九 さて、以上の留意点をふまえた上で、「萬指引帳」からあきらかとなる堀米家の紅花出荷数の動向について考察しよう。 一年の平均出荷量を試算すると五七二袋余(八駄三丸一二袋余)となる。 出荷量の最高は文政

いう動向は、まさに「諸問屋再興調」の記事と符合し、それを裏付けるものといえる。 かにするものといえる。本節で指摘した文政五~七年を頂点として文政期に堀米家が紅花出荷を活発におこなっていたと 文政期に堀米家が有数の紅花荷主の一人として位置づけられていたことが知られるが、表2はその数値的な実態をあきら 「文化文政度之頃、奥羽関東筋近郷紅花商人名前」二五名のなかに「羽州澤畑村 江戸幕府の編纂になる「諸問屋再興調」七に所収された江戸通町組小間物問屋丸合組「寛政以来荷高書上」において、 堀込四郎兵衛」の記載がある。文化~

出荷量は一二五二袋(一九駄二丸四袋)、最高年(明和二年)で二四駄である。 四日町の二藤部兵右衛門家の場合、明和元年(一七六四)~安永二年(一七七三)のうちデータの得られる四ケ年の平均四日町の二藤部兵右衛門家の場合、明和元年(一七六四)~安永二年(一七七三)のうちデータの得られる四ケ年の平均 九駄二丸弱という堀米家の紅花出荷量を、羽州村山郡の他家の事例と比較してみよう。従来の研究成果によれば、 文政五~一二年のうちデータの得られる七ケ年の平均出荷量が七一三袋余(一一駄九袋余)、最高年(文政五年) で

七九四) 九四)のデータによれば、仕入れた紅花だけで一二一七袋(一九駄一袋)であることが確認される。 大蕨村の稲村七郎左衛門家の場合、連年の数値分析ではないが、在方荷主としての最盛期の期間に属する寛政六年(一

量は七二一袋余(一一駄一丸一袋)、最高年(天保二年)で三八駄弱である 渡金による出荷を含んだ数値である)。 ⑻ 長崎村柏倉文蔵家の場合、文政元年(一八一八)~天保七年(一八三六)のうちデータの得られる一四ケ年の平均出荷 (ただし、注文紅花荷=京都紅花屋からの

期の数値であり、比較すれば堀米四郎兵衛家の出荷量は若干下回るものの、郡内有数の出荷量の水準に達していたと位置 づけることができる。 いずれも村山郡において紅花荷主として著名な豪農の、 それぞれ活発に紅花出荷をおこなってい た時

きな差が確認される。堀米家の紅花出荷の動向の特徴として、出荷量の年次的な変化が大きいことが指摘される。 指引帳」の記載の網羅性・信頼性が高いと考えられる文政期でみると、最低五一・六駄から最高一二四五・五二駄まで大 年によって紅花出荷量は大きく増減しており、一定の荷数を長期にわたって安定的に出荷しているとはいえない。

**—** 197 **—** 

天保~嘉永期には減量しピーク期の三分の一になっているとすることができよう。 年の出荷量でみる限り、その平均は二四三袋余(三駄三丸三袋)であり、文政期の平均出荷量と比べると約三分の一に減 い数値ではない。しかし、堀米家の紅花出荷の長期的な趨勢を大きく概括するならば、文政期が出荷量のピークであり、 少していることがわかる。 天保期以降のデータの網羅性については先述したごとく留意点があるものの、記載のある天保五年・弘化三年・嘉永元 嘉永元年の三九三袋弱(六駄九袋弱)という数値は在村紅花荷主の出荷量としては決して少な

による出荷が集中してなされている傾向があることが指摘できる。 先に注目すべきであるとした、出荷形態。。一〇の各出荷数とその年次的変化について分析したい。表2の各年の その内数としての共同出荷数や荷為替取組による出荷数の動向に着目して検討すると、特定の年に荷為替取組

出荷の三形態のうちの(6)共同出荷は、文政五年に吉田屋藤兵衛との共同出資による出荷が一定量みられるに過ぎない

(表2の紅花荷数の右側に( )で表示してある事例のうち、奥山才三郎・大場三吉の事例は共同出資による出荷例ではな 表2補注\*1および\*3を参照のこと)。

ていたことが指摘できる。 た年であったといえるが、 かもこの四ケ年はいずれも出荷量が六○○袋を上回る年である。文政五年は⑷堀米家による独自の出荷が大量に実施され それに比してに荷為替取組による出荷は、文政六・七・一〇・一二年の各年にそれぞれまとまった荷数が確認され、 文政五年以外の、大量出荷を実現した年には、荷為替取組による出荷の形態が活発に採用され

六・七・一○・一二年の合計出荷量に占めるその割合は五○・九五%に達し、文政五年を除く大量出荷年の出荷が荷為替 取組による出荷増大の市場的背景や経営上の意義に関する分析が、 取組による出荷に大きく依拠していたことが数量的に明確となるのである(文政一二年の場合は一〇〇%)。この荷為替 家の紅花出荷の一つの柱となっていたことが数量的に裏づけられる。さらに、荷為替取組による出荷がおこなわれた文政 割合は二八・五%、文政五年 な論点となろう。 ちなみに、この四ケ年の荷為替取組による出荷量(合計一六三二袋余)が表2全体の合計出荷量五七二二袋余に占める ~文政一二年の合計出荷量に占める割合は三二・七%となり、荷為替取組による出荷が堀米 堀米四郎兵衛家の紅花取引の構造をとらえる上で重要

「萬指引帳」の記載から把握される、堀米四郎兵衛家における紅花出荷数の動向に関する基礎的な考察である。

## 2 文政期以前の動向 - 享和 - 文化期 -

いずれも文政期以前の事例であり、この「萬指引帳」作成以前の堀米家の紅花出荷の動向についての考察となる。 現在までに、「萬指引帳」以外の史料から確認された堀米家の紅花出荷の事例につい て 以下に指摘をおこない たい。

売却した)ことが知られるので、堀米家から京都へ出荷したのは同年の初めか、むしろ前年の享和三年(一八〇三)であ される市村屋から堀米家宛への書簡(Ⅱ二・፡፡፡፡)の内容から、この紅花荷は「売付延引」となっていた(そして五月末に については、文化元年五月三○日付で仕切と金銀差引目録(Ⅱ二・3~4)が作成され決算されている。同年六月と推定 大仕印紅花一駄二九袋六分・やチリ花五袋である(Ⅱ二・4)。この紅花荷の代金合計四四両二分二朱・銀六匁五分六厘 文化元年(一八〇四)五月末に京都紅花屋市村屋弥三郎より堀米四郎兵衛へ宛てた仕切から確認されるや

月末より九ケ月弱も以前の享和三年九月四日のことである(Ⅱ二・3)。 たと考えられる。 慮するならば、堀米家によるこの紅花出荷は市村屋からのいわゆる「仕入注文」(注文取引)に応じたものであった可能 は確認できないが、通例一〇~一二月(遅くとも翌年三月まで)が仕切および代金送金(下し金)の時期であることも考 市村屋から堀米家へこの紅花荷に関する内渡し金五〇両が下されたのは、実際にこの紅花荷が京都市場で売却された五 内渡し金の送金時期が出荷以前であるかどうか

-199 -

性が高いと考えられる。 この事例が、管見では堀米家の紅花出荷の事例として確認される最も早い年代のものである。文化元年六月の書簡で市 「御印様当年も多分御仕入被遊候」として文化元年も紅花の仕入・出荷を堀米家に対して注文し、その紅花荷の京

都での売附け支配を市村屋に任せて欲しいと述べていることも確認される(Ⅱ二・፡33)。 これらの事実から、享和末年~文化初年には堀米家は京都紅花屋から紅花の集荷・出荷を期待され注文される存在であ

たことが指摘される。 飛印一七袋入五丸である。「萬手扣帳」の記載順からみて文化一一年に出荷されたものとみられる。 文化一二年(一八一五)の「萬手扣帳」(Ⅱ二・8~10)から確認される◎雨揃印一七袋入一○丸・ 阿州宮嶋の「萬屋治

を含む資金を受けて集荷および出荷を代行する、いわば買次商人としての役割を果たしていることがあきらかである。 この支払いの時期は、六月は花摘み・集荷の時期、七~八月は出荷の時期に該当する。ここでは堀米家は荷主より前渡金 治(酒田)より五〇両、八月四日に槙藤左衛門(谷地)より七三両三分・銭四五七文と三回にわけておこなわれている。 これに対する堀米家への支払いは為替が組まれ、文化一一年六月一一日に永田治右衛門より五○両、七月五日に押判屋周 兵衛殿分」とされており、荷印も②印が付されているが、諸経費の記載内容から、堀米家が目早から紅花(干花)を仕入 れ、荷造りをし、 出荷および運賃の支払いまでをおこなっていることがあきらかである(総額一七三両三分・銭四五七文)。

に近江屋安治郎から直接に堀米家へ送金し、紅花代金から「残金為替出候分」を差し引いた「仕切過金」は近江屋から押 で「紅花荷為替取組之儀」を堀米家に対して依頼した。堀米四郎兵衛は押判屋から差金六両を受け取り、自ら目利きをして とが確認される(Ⅱ四・10~11、Ⅱ六・12~14)。文化一一年六月に押判屋が谷地へ来て、紅花一駄を上方へ登せたいの 者の合計司一六袋入四丸は、堀米家が酒田三ノ丁の積合問屋押判屋四郎平に対して組んだ荷為替取組による出荷であるこ あるや飛切印一七袋入四丸・司沢雨印一六袋入二丸・司沢雨印一六袋入二丸である(Ⅱ七二・21~22)。このうち、 いまでをおこなっている。「送手板荷符板」の名前は堀米四郎兵衛とし、荷印は討印で大坂紅花屋近江屋安治郎宛に七月 て目早から紅花を買い入れ、荷造り・出荷をし、諸経費の残金(経費総額から六両を差し引いた額)および運賃の立替払 一〇日に出荷している。諸経費の残金と利足の合計三五両三分二朱・永一匁二分五厘(「残金為替出候分」)を紅花売却後 [事例3] へ渡すという取り決めがなされていることも確認される(Ⅱ六・13)。 文化一一年(一八一四)七月に大石田河岸荷宿寺崎作右衛門が堀米四郎兵衛に宛てた荷物蔵入覚の書付に

があきらかである。 これらの事例から、堀米四郎兵衛家は遅くとも一九世紀初頭の享和~文化期には上方への紅花出荷を展開していたこと 文化一一年には、 前渡金を受けた出荷や荷為替取組による出荷も含めると確認されるだけで合計三八

七袋(六駄三袋)となる[事例2・3]。

集荷・出荷をおこなっている点が共通している。また、仕切以前の内渡し金[事例1]ないし出荷以前の前渡金 政期と異なっている。これらの諸点は、享和~文化期の堀米家が遠隔地商人からの依頼および仕切以前の早期の資金供与 となる文政期の前提として位置づけることができよう。 に依拠しながら紅花出荷を果たしていた側面をもっていたことを示している。 の供与を受けていることも注目され、この点は他資本に依存せず自己資金による集荷・出荷を全面的に展開させていく文 いずれの場合も、京都紅花屋・酒田積合問屋・阿州宮嶋商人などの遠隔地商人からの依頼に応えて、堀米家が こうした享和 文化期の動向を、 :紅花荷の ピーク期

### わ ŋ に

**—** 201 **—** 

堀米四郎兵衛家文書の文政五年「萬指引帳」の分析を中心に、 堀米家の紅花出荷の動向について基礎的な考察を

おこなった。

為替取組の記載と送手板の記載の照合、 本稿では、まず「萬指引帳」の性格および記載様式の検討をおこない、とくに⑴史料批判による重複記載の確定、 に関する考察を中心に、 帳簿に記されている紅花出荷記録の構造を理解し、

内容を整理することを試みた。 紅花荷の照合・特定の作業をふまえて、 そして、紅花関係諸史料(萬指引帳・上方仕切差引帳・紅花仕切扣 堀米家における紅花出荷数や出荷形態の年次的変化に関する考察をおこない ・仕切・金銀差引覚・書簡など)に登場する個々

花出荷の諸画期とその特徴について指摘をおこな た。

を残した。今後に期したい。 考察についても、京着値段記載の意味や荷為替取組における差引決算のあり方に関する分析など、論述すべき重要な課題 における紅花取引の構造に関する研究の前提として位置づくものである。また、本稿で試みた「萬指引帳」の記載内容の 紙幅の都合もあり、堀米四郎兵衛家の紅花出荷に関する基礎的事実の確定に終始したが、この作業は堀米家

- ち大館右喜・森安彦編『論集日本歴史8 「幕末における農民闘争と農兵制-とくに出羽国村山地方の農兵組織の展開を中心に-」(『日本史研究』第九七号、一九六八年、 争史(下)』校倉書房、一九七四年、に再録)。河北町誌編纂委員会編『河北町の歴史』上巻、河北町、 渡辺信夫「幕末の農兵と農民一揆」(『歴史』第一八輯、一九五九年、のち歴史科学協議会編『歴史科学大系第二三巻 幕藩体制Ⅱ』有精堂、一九七三年、に再録)、など。 一九六二年。青木美智男 農民闘 の
- 2 『明治維新と地主制』岩波書店、一九五六年、一二六頁)。 頁、二六○頁。安孫子麟「江戸中期における商品流通をめぐる対抗−羽州村山郡の紅花生産を中心として−」(『経済学』第三二号、 一九五四年、九○~九一頁、九五~九六頁)、同「幕末における地主制形成の前提−市場関係の歴史的吟味−」(歴史学研究会編 今田信一『最上紅花史料』日本常民文化研究所、一九四二年、七一頁、同『最上紅花史の研究』井場書店、一九七二年、四四
- 一九八五年)に収載されている。堀米四郎兵衛家文書のうち紅花関係史料の主要なものが、最近、河北町誌編纂委員会編『最上紅 堀米四郎兵衛家文書は、現在、河北町立中央図書館に保管されている。文書目録は、『山形県史料所在目録』第4集(山形県、 河北町誌編纂史料』(河北町、一九九五年、以下『最上紅花史料Ⅱ』と略称する)の一~二五○頁に翻刻・収載された。
- ゼミナリステンの手になる共同研究の成果として、 橋村上組の場合--」(『山形近代史研究』第一〇号、一九九四年)、②大滝美絵子・三瓶美由紀・細谷明子「借金証文からみた堀米家 山形大学人文学部日本経済史(岩田)ゼミナールでは、一九九二年度から堀米四郎兵衛家文書の調査・研究を継続してきた。 ①石垣牧子・岩瀬真弓・前田美雪「羽州村山地方における年貢収奪の動向-松

る。これらの共同研究論文もあわせて参照されたい。 前原啓一「流通面から見た最上紅花経営-羽州村山郡堀米家の場合-」(『山形大学学生経済学論集』第二五号、一九九六年)、があ の金融活動」(山形大学人文学部経済ゼミナール協議会編『山形大学学生経済学論集』第二四号、一九九五年)、③庄司祐一・杉健・

- 5 最近刊行された『最上紅花史料Ⅱ』の図版にも写真が掲載され、また解説において「最もまとまった史料」と特筆されている。 一九八四年)や河北町立紅花資料館編『紅花資料館』(河北町教育委員会、一九八九年)の図版に、表紙の写真が掲載されている。 この帳面は従来より注目されてきたが、内容が検討されてこなかった。山形県立博物館編『紅花関係資料所在目録』(山形県、
- (6) 明和二年(一七六五)に京都紅花問屋制は停止となり、「問屋名目相止メ」となったので、旧問屋系商人は以後、単に紅花屋な し紅花荷宿の名称で史料に登場してくる。
- (7) 紅花送手板の書式および文例については、沢田章『近世紅花問屋の研究』(大学堂書店、一九六九年、二六〇~二六三頁) を参
- (8) その場合には、「手板弐通ニ而」「手板弐枚」などの書き込みがなされている。
- なお、『最上紅花史料Ⅱ』の堀米四郎兵衛家文書一六番史料(二九~九四頁)に文政五年「萬指引帳」が翻刻・収録されており、

**—** 203 **—** 

史料の分析に便宜が与えられた。その学恩に感謝したい。 五頁の上段、九二頁の下段)などが確認されるため、表1の作成は最終的には原文書に依拠しておこなった。 ただ、原文書と比較検討した結果、一部に記載内容の脱漏や記載順の誤り(例えば、『最上紅花史料Ⅱ』七○頁の上段・下段、

- 堀米四郎兵衛家の屋印であるやは、かなやと呼ぶことが確認される。かなやと呼ぶ例については、『最上紅花史料Ⅱ』五一二・
- 五二一・五二六頁。このため、かなや四郎兵衛とは、堀米四郎兵衛をさしていると考えられる。 為替取組とは異なるものである。具体的には、弘化四年(一八四七)に堀米家が京都紅花屋伊勢屋理右衛門・伊勢屋源助へ宛てた 却した紅花代金を遠隔地間で早期決済するための、いわゆる為替手形の取組の例であり、荷物を引当として前金決済をおこなう荷 紅花荷(表1の63~65)の代金合計一四〇両(表1の63~65の仕切値段および荷数から試算すると代金合計は一二四両余となる。 以下の九例以外に、表1の番号65に後続して記載されている「野村屋文蔵分為替取組」(Ⅱ一六・88)があるが、この事例は売

形の取組の変更がなされた)と堀米家の間で組まれた為替手形取組の記載(Ⅱ一六・33およびⅡ一六・38~39、この関連文書にⅢ郎と東根早坂徳兵衛(早坂から堀米家への代金支払いが遅滞したため、のちに山形城下町商人高田忠蔵[弓太郎も同家]へ為替手郎・ 決済の記載として、この野村屋文蔵の事例のほかに、表1の8および15の書き込み部分にある大坂の紅花屋兼古手商人近江屋安治 [関西学院大学『人文論究』第四五巻第三号、一九九五年]、がある)。なお、「萬指引帳」における堀米家の為替手形を用いた代金 (表屋については、三浦俊明「城下町姫路の古手業表屋庄左衛門について-羽州大石田二藤部家との古手類取引を中心として-」 代わりに堀米家が伊勢屋理右衛門・伊勢屋源助に対して一四○両を表屋庄左衛門に支払うことを要請した為替手形の記載である 下町古手商人表屋庄左衛門へ支払うべきほぼ相当額の古手代金を有していた松橋村野村屋文蔵から一四〇両を堀米家が受け取り、 おそらく差額はそれまでの未回収代金に相当するものか、あるいは別途差引勘定されたと考えられる)を回収するために、 一一・19~20およびⅡ一三-一・22~23、Ⅱ六○・205~20がある)、を指摘することができる。

- されているものに、その性格は同じである。 文政六年浅吉為替取組においては「引質金」の文言が使用されている。後述する為替取組で「為替金」「荷為替貸附金」と表現
- による仕切書付の記載例は、『最上紅花史料Ⅱ』二五三頁以下に所収の今田修家文書に豊富にみられる]。これらのケースにみられ たり手取現金の額を記したものと理解することができる[なお、一駄あたり手取現金の表示(「歩引口銭引御手取現金○○両かへ」) 分に「トヒ印六十袋也 トーハ各三十八両かへ」とあるのは、一駄あたり仕切値段三九両から一駄あたり口銭 一両を引いた 一駄あ (「トーロ銭引」)は金三分弐朱・銀三匁七分五厘であり、一駄あたりに換算すると、この場合、ほぼ金一両である。20の書き込み部 都紅花屋が取得する口銭分を含んだ金額である。「仕切扣」にあるように、この六○袋についての紅花屋綿屋勇蔵による口銭引分 この「三十九両替」という一駄あたりの仕切値段の表示は、一駄あたりの歩引口銭引手取現金の数値を示すものではなく、京 一駄あたり価額表示および経費差引、荷主収入の関係を整理すると以下のようになる。
- -駄あたり仕切値段-―駄あたり歩引口銭=―駄あたり手取現金
- 駄あたり手取現金×荷量-下し金駄賃・歩判切賃=荷主の収入
- 荷印の内訳については、弥勒寺九二袋が予弥印一八袋入三丸・一九袋入二丸に、成高七○袋が予成印一八袋入二丸・一七袋入

二丸に、三丁目一一六袋がや丁印一九袋入四丸・二〇袋入二丸に、羽入村七五袋がや羽印一八袋入一丸・一九袋入三丸に、谷地 かにそれぞれ該当すると考えられる。 入一丸に、谷地合七二袋・谷地伝七二袋・長瀞七二袋はೌ倚印一八袋入四丸・ೌ吉印一八袋入四丸・ೌ登印一八袋入四丸のいずれ れ合致する。その他は集荷別と荷印の関連が判然としないが荷数の内訳から、沢畑・松橋村七三袋はや堀印一八袋入三丸・一九袋 (新町村枝郷高関)平兵衛六六袋(Ⅱ五五・155の「一、紅花六六袋也」谷地平印」)はೌ平印一六袋入二丸・一七袋入二丸にそれぞ

営-羽州村山郡堀米家の場合-」(注(4))の表1を改訂して作成した。改訂は、本稿における⑴史料批判による重複記載の確定、 ②荷為替取組の記載と送手板の記載の照合、に関する考察の進展をふまえておこなった。 表2は、 山形大学人文学部日本経済史(岩田)ゼミナール共同研究③庄司祐一・杉健・前原啓一「流通面から見た最上紅花経

ここで指摘をおこないたい。 文政期の他の紅花関係史料に記載されている紅花荷との照合の作業をおこなった際に、注意を必要とした事例があったので、

屋宗右衛門宛のものはない。しかし、「萬指引帳」に記載されている他に京都へ送られた紅花荷があったとすぐに結論づけてはなら を堀米家に支払うとして差引決算をしていることがあきらかとなるものである。ところが、「萬指引帳」の紅花送手板記載には柴崎 衛・支配人大場三吉に渡していることが確認される(Ⅱ四一・⑵~⑵)。合計六九両で売附け、歩引金二分二朱余を差し引いた残り 文政七年一一月に京都紅花屋柴崎屋宗右衛門はや玉紅印一六袋入四丸・や本紅印一七袋入四丸に関する仕切を作成し堀米四郎兵

— 205 —

が確認できる。紅花代金の送金についての事実関係からも、33の書き込み部分に「京都村山屋半四郎殿6下り金子」 金四五両(文 屋庄六宛、Ⅱ四九・ឱ)と先の柴崎屋宗右衛門作成の仕切の記載はそれぞれ酉正月晦日限・三四両二分替としており一致すること (や本紅印一七袋入四丸)の紅花荷(いずれも京都紅花屋村山屋半四郎宛)に該当する。荷印と荷数が一致するとともに、や玉紅印 政七年一○月一一日京都出し・一一月五日堀米家着、ೌ玉紅印一六袋入四丸・ೌ本紅印一七袋入四丸合計六九両のうちの四五両分 一六袋入四丸に関しては仕切日および仕切値段について、「村山屋半四郎殿分」として決算した「仕切扣」(堀米四郎兵衛作成・東 結論からいえば、柴崎屋宗右衛門が扱った紅花荷は、表1に示した「萬指引帳」 記載の3(や玉紅印一六袋入四丸)および41

ことが指摘できるのである。 その紅花荷の取り扱い紅花屋として位置づいているが、しかし実際の紅花の売却・仕切の作成などは柴崎屋宗右衛門がおこなっ と全く一致することが確認できる。すなわち、 に相当、Ⅱ一六・59)の記載がなされているが、この金額および京都出しの日付は先の柴崎屋宗右衛門の仕切における送金の記事 紅花送手板の宛先は村山屋半四郎であり、村山屋は堀米家の帳面づけでは最後まで

は文政五年ではなく文政八年とすべきである。同様に、関連する七-一番文書の年代推定も文政八年とすべきである。 120~121の柴崎屋宗右衛門による仕切にある「一、金廿両也 丸」に訂正すべきである。また、Ⅱ | ○・18の柴崎屋宗右衛門の書簡中にある「秋中御仕切仕候紅花残金弐拾両」とは、 柴宗分「国一紅四丸」は なお、この論証の過程において、『最上紅花史料Ⅱ』と原文書とを照合した結果、以下の訂正を指摘したい。Ⅱ五○・186 「玉紅四丸」、Ⅱ五○・137の上段の近佐分「玉紅四九」は「玉錦四丸」、同下段の「両揃弐丸」は 極月晦日限手形ニ而相渡」のことであるので、一〇番文書の年代推定 II 四 一 「雨揃弐 の下段の

Ⅱ五○· 136 137 。 る)。表1の23は若山屋喜右衛門→綿屋勇蔵、34は伊勢屋利右衛門→近江屋佐助、35は嶋屋清兵衛→綿屋勇蔵、37は伊勢屋源助→綿 書を照合していくと以下の事例が指摘できる(以下の表示は、紅花送手板の宛先紅花屋→実際に売附けをおこなった紅花屋、 れ以外の紅花屋が売附けをしているケースはしばしばみられる。先の村山屋半四郎→柴崎屋宗右衛門の事例のほかにも、堀米家文 京都に送られた紅花荷の売附け(紅染屋への売附けなど)は紅花送手板で宛先とされた紅花屋が通常は取り扱うのであるが、そ 38は伊勢屋利右衛門 →綿屋勇蔵、 40は若山屋喜右衛門→近江屋佐助、 43は嶋屋清兵衛→綿屋勇蔵、である(「上方仕切扣 であ

のかどうか、などについても未解明の部分が多い。さらに後考を待ちたい。 商品の市場でみられる問屋間の売-買(いわゆる売問屋と買問屋の役割など)の制度ない 相互融通の慣行に関する指摘をおこなっている。京都紅花市場の売買慣行や組織制度に関する内在的な研究は立ち遅れており、他 こうした動向に関連して、今田信一『最上紅花史の研究』(井場書店、一九七二年、三一三頁)が京都紅花屋間における紅花荷の し慣行が紅花市場において存立していた

二五名のうち羽州は全部で一一名であり、 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 羽州山形城下町の長谷川吉郎次・村井清七・福島屋次助・大屋清兵衛・ 四』(東京大学出版会、 一九六二年、二四六頁)。 西山庄七

計算。 倉太兵衛、天童の工藤六兵衛、谷地の槙藤左衛門・槙久右衛門、 鈴木高弘「大石田河岸二藤部家の経営-在方荷主的側面の考察-」(『山形近代史研究』第1号、 沢畑村の宇野与蔵・堀米四郎兵衛、 である。 一九六七年) の第一七表より

るが、原文書と照合したところ一八駄一固に訂正すべきである(山 形大学附属図書館蔵二藤部兵右衛門家文書)。この点を訂正の上、 算した。 なお、第一七表では安永二年の紅花出荷量を二八駄一固としてい

- 羽州大蕨村稲村家を中心に-」(『社会経済史学』第二二巻第三号、 九五六年)の表(9)を参照。 伊豆田忠悦「東北後進地帯における在方荷主の形態と商品生産
- 村柏倉家を中心として-」(『国際商科大学論叢』 創刊号、 の第二表より計算。 井上準之助「近世後期の紅花生産について-出羽国村山郡長崎 一九六七
- である(井上論文・第一表参照)。 出荷している点が特徴とされる。 八駄弱のうち、少なくとも五駄強は西村屋清九郎からの注文紅花荷 柏倉文蔵家の場合、京都紅花屋からの注文紅花を多く引き受けて 出荷量が最高である天保二年の三
- きかもしれない。 家の特徴というよりも、 紅花出荷量の年次的な変化が大きいという傾向は、 羽州紅花荷主一般に共通する傾向とい ひとり堀米 ・うべ

一定期間の連年の出荷量データがあきらかとなる荷主の事例とし

堀米四郎兵衛家における紅花出荷の動向

「萬指引帳」の基礎的考察-

岩田浩太郎



旧堀米四郎兵衛家の前で 図版 4 第31回近世史サマーセミナーで河北町立紅花資料館 (旧堀米家邸宅)を見学(1992年8月2日)。

討を継続していく必要がある。 ては、先にもふれた二藤部兵右衛門家(注(18))と柏倉文蔵家(注(20))があげられる。二藤部家は明和元年~寛政三年の間に 一駄三固~二四駄の幅で、柏倉家は文政元年~天保七年の間に二駄一丸三袋~三八駄弱の幅で出荷量が変動している。 個別経営における紅花出荷量の年次的変化の大きさについては、より多くの荷主に関する連年の出荷量データを集積し、 今後検

- ○日」とあるのみである。本稿で文化一一戌年と推定した根拠は、以下の通りである。①堀米家が司沢雨印の紅花荷を出荷したこ とが確認されるのはいずれも文化一一年であり(Ⅱ四・10~11、Ⅱ六・13)、その他の年代では確認されていない。②文化一二年の 「萬手扣帳」(Ⅱ四・10~11)に出てくる団沢雨印一六袋入四丸は文化一一年七月一○日に大石田寺崎作右衛門宛に出荷されている これと荷数・出荷日(=大石田荷宿の蔵入日)・大石田河岸荷宿名が一致する。 『最上紅花史料Ⅱ』は、この七二番文書の年代を文政九戌年と推定しているが、根拠があきらかでない。 文書では 「戌七月一
- (3) この荷為替取組の決算については、この紅花荷を酒田積合間屋として受け取った押判屋が近江屋へ送らず、酒田で阿州宮嶋の 萬屋治兵衛へ売却したことから遅滞した。文政二年には堀米家が寒河江役所に対して訴訟をおこない、紅花代金滞出入となってい る(酒田押判屋四郎兵衛一件、『最上紅花史料Ⅱ』四・六・七五・七六番文書など)。
- (追記) 本稿作成にあたり、 河北町立中央図書館にお世話になった。また、本稿発表の機会を与えてくださった編集委員会に感謝した